

# 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会事務局規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会事務局の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (事務局職員)

第2条 定款第33条の規定により事務局を設置し、次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 福祉活動専門員
- (3) 専任職員
- (4) ホームヘルパー
- (5) ボランティアコーディネーター他職員

2 必要がある時は、事務局長補佐、その他嘱託、臨時職員等を置くことができる。

## (職務)

第3条 事務局長は、会長の命を受けて事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務局長補佐は、事務局長の命を受け、事務局長と協力及び補佐しながら事務の推進、事業の運営に当たる。
- 3 福祉活動専門員は、上司の命を受け福祉活動に従事する。
- 4 専任職員及びその他の職員は、それぞれ上司の命を受け所属の業務に従事する。

## (分掌事務)

第4条 事務局は、次の事務を執る。

- (1) 役員会及び評議員会に関すること。
- (2) 会員の入退会に関すること。
- (3) 定款及び諸規程に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 人事及び福利厚生に関すること。
- (6) 給与及び旅費に関すること。
- (7) 文書の收受・発送・編集及び保管に関すること。
- (8) 予算の編成及び会計事務(収入・支出)並びに予算、決算に関すること。
- (9) 物品の調達、管理及び処分に関すること。
- (10) 社会福祉事業の総合的企画に関すること。

- (11) 社会福祉事業の普及広報に関する事。
- (12) 社会福祉施設及び社会福祉関係団体との連絡調整に関する事。
- (13) 地区社会福祉協議会の育成及び連絡調整に関する事。
- (14) 児童・母子・老人・心身障害者・低所得者等の福祉に関する事。
- (15) ボランティアセンターの運営に関する事。
- (16) 生活福祉資金貸付に関する事。
- (17) 小口福祉資金貸付に関する事。
- (18) 心配ごと相談事業及び総合相談事業に関する事。
- (19) 歳末たすけあい及び共同募金事業への協力に関する事。
- (20) その他本会の目的達成に必要な事業に関する事。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

#### 付 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

この規程は、平成14年3月28日から施行する。

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

(第2条・事務局長補佐の設置、第3条・事務局長補佐の職務の追加)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

(平成18年9月20日の定款変更に伴う条項の変更によるもの)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第2条、「第20条」を「第33条」へ変更。